○国土交通省告示第七十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第二項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十五年一月二十九日　　国土交通大臣　太田　昭宏

別表の十二の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「本町二丁目十五番一号」を「中央一丁目二番二号」に改め、同表の十四の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「字城ノ前百四十番地十二」を「二千二百七番地一」に改め、同欄に次のように加える。

ル　東北地区出張所　宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目一番八号

ヲ　東九州地区出張所　宮崎県宮崎市大工一丁目十番四十号

同表の十九の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄に次のように加える。

ハ　両国支店　東京都墨田区両国二丁目十番十四号

○国土交通省告示第七十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十五年一月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道24号改築工事（京奈和自動車道「大和御所道路（御所区間）」・奈良県御所市大字條地内から五條市居傳町地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　奈良県御所市大字條、大字室、大字朝町、大字五百家、大字新田、大字内谷、大字重阪及び大字東佐味地内

奈良県五條市小山町、居傳町及び出屋敷町地内

２　使用の部分　奈良県御所市大字條、大字室、大字稲宿、大字朝町、大字五百家、大字新田、大字内谷、大字重阪及び大字東佐味地内

奈良県五條市小山町、居傳町及び出屋敷町地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、奈良県橿原市新堂町地内の橿原高田インターチェンジから五條市居傳町地内の五條北インターチェンジまでの延長13.4㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道24号改築工事（京奈和自動車道「大和御所道路（御所区間）」）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道24号（京奈和自動車道。以下「本路線」という。）は、京都市を起点とし、奈良市、橋本市等を経て、和歌山市に至る延長約120㎞の自動車専用道路である。

本路線が通過する橿原市、大和高田市、御所市及び五條市（以下「本件地域」という。）は、農業が盛んな地域であり、柿、梅等の農産品が京阪神方面等に出荷されている。また、本件地域には、国指定の重要文化財である本殿を擁する橿原神宮等の観光資源があり、県内外から観光客が訪れている。

本件地域には、物流等を担う主要幹線道路として一般国道24号があるが、本件区間に対応する区間（以下「現道」という。）は、既成市街地を通過していることなどから、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、慢性的な交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、奈良県御所市蛇穴地内で20,732台／日、混雑度は1.75となっている。

本件事業の完成により、既に供用済み又は供用予定である本路線の他の区間と接続し、高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線等と連絡されることで、本件地域の内外を結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化等に寄与することが認められる。また、本件区間が現道の通過交通を分担することから、現道の交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である奈良県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年８月閣議決定）等に基づき、平成３年６月に環境影響評価を実施している。その結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると評価されており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成24年３月及び11月に環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、騒音については遮音壁の設置により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による天然記念物であるオジロワシ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ等が確認されている。オジロワシについては、計画路線は生息範囲を通過しないことから影響は小さいとされている。オオタカ及びサシバについては、営巣が確認されていることから、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。クマタカ及びハヤブサについては、営巣が確認されておらず、同様の生息環境は計画路線の周辺に広く分布することなどから影響は小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているアゼオトギリ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミズマツバ及びイヌノフグリ、準絶滅危惧として掲載されているコイヌガラシ、カワヂシャ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所で生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が21箇所存在するが、このうち16箇所については発掘調査等が完了しており、既に記録保存等の措置が講じられている。起業者は、残る５箇所についても奈良県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、本件地域の内外を結ぶ広域的な高速交通ネットワークを形成し、現道の交通混雑の緩和を図ることを主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第１種第２級の規格に基づく４車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。